資料　60

改訂（８月６日現在）

令和５年度
標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例
一部改正に関する報告書

令和６年１月

標準会議規則等の改正等に関する検討会議

目　次

経過概要 １

標準市議会会議規則一部改正（案） ３

標準市議会委員会条例一部改正（案） ２４

関係資料 ２８

議会に係る手続のオンライン化に対応した標準会議規則等の改正に関する基本的な考え方 ２９

標準市議会会議規則条文解説 ３５

標準市議会委員会条例条文解説 ５５

参考資料 ６１

経過概要

検討の経緯

第２３３回部会長会議（令和４年７月４日開催）において、標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例全般を精査し、これらの改正の是非も含めて検討することが決定されました。

これを踏まえ、令和４年度標準会議規則等の改正等に関する検討会議（以下「標準会議規則等の改正等に関する検討会議」は「検討会議」という。）においては、検討事項を①デジタル化に関する改正事項、②それ以外の改正事項に分け、標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の改正を検討しましたが、令和４年１２月２８日に第３３次地方制度調査会において、「議会に関連する手続きのオンライン化」に関する地方自治法の改正が答申されたことを踏まえ、①については、法改正の具体的内容が確定した時点で標準市議会会議規則、標準市議会委員会条例の改正（案）を検討することとし、②については、改正（案）をとりまとめるが、改正は行わず、①、②ともに次年度の検討会議に申し送ることが、第２３０回理事会・第１１４回評議員会合同会議（令和５年２月９日開催）で了承されました。

①については、地方議会に係る手続のオンライン化を可能とする規定を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」（閣法第３９号。以下「改正法」という。）が提出され、令和５年４月２６日の参議院本会議で可決・成立しました（オンライン化に係る規定は、令和６年４月１日施行。）。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）において、法令に基づく行政機関等への申請や行政機関等が行う処分通知等は、オンラインにより行うことが可能とされていますが、デジタル手続法において地方議会は「行政機関等」から除かれているためにオンライン化できなかった地方議会における行政機関等が関与しない法令に基づく手続（請願、意見書等）が、改正法によりオンラインで行うことが可能となりました。

一方、改正法によりオンライン化が可能となった手続であっても、地方自治法では書面等が要求されておらず、標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例により書面等が要求されている場合や書面等を前提とする手続についてもオンライン化を可能とするため、標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の改正が必要になりました。

また、この改正に伴い、令和２年に総務省がオンライン委員会を可能とする通知を出したことにより、オンライン委員会の開催に関する条例（案）を検討した令和３年度検討会議において、例外的なものであり「標準」とすることは時期尚早であることから「参考」としてとりまとめた「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正に関する検討結果報告」（以下「令和３年度検討結果報告」という。）でお示しましたオンライン委員会の開催に関する各条文について、「標準」とするかについても検討することとなりました。

検討会議の開催とその経過

令和５年度検討会議は、設置要綱に基づく構成市議会の議会事務局職員により、同年７月６日の第１回会議以降９回開催されました。

各回の会議開催日と会議の協議事項などについては、以下のとおりです。

第１回会議（令和５年７月６日　対面とオンラインを併用する方式による開催）

前年度の検討状況、改正法及び議会に係る手続のオンライン化に対応した標準会議規則等の改正の方針について説明し、今後の検討スケジュール等について協議した。

第２回会議（令和５年９月４日　対面とオンラインを併用する方式による開催）

委員会条例改正案を事務局から提案した。

第３回会議（令和５年９月２６日　対面とオンラインを併用する方式による開催）

会議規則改正案を事務局から提案した。

第４回会議（令和５年１０月３０日　対面とオンラインを併用する方式による開催）

第２回会議で提案した委員会条例改正案について協議した。

第５回会議（令和５年１１月１３日　対面とオンラインを併用する方式による開催）

第３回会議で提案した会議規則改正案について協議した。

第６回会議（令和５年１１月２０日　対面とオンラインを併用する方式による開催）

第５回会議に引き続き、第３回会議で提案した会議規則改正案について協議した。

第７回会議（令和５年１２月２２日　対面とオンラインを併用する方式による開催）

会議規則改正案及び委員会条例改正案について総括的な協議を行い、了承された。

第８回会議（令和６年１月１１日　対面とオンラインを併用する方式による開催）

検討結果報告について協議した。

第９回会議（令和６年１月２５日　対面とオンラインを併用する方式による開催）

第７回会議以降に生じた会議規則改正案及び委員会条例改正案の修正について報告するとともに検討結果報告について協議を行い、了承された。

検討結果

令和５年度検討会議は、令和４年度検討会議の申し送り事項と令和３年度の検討結果等を踏まえ、標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の一部改正案をとりまとめ、来る２月８日開催の第２３４回理事会で了承を得ることを決定しました。

また、改正関係資料をとりまとめました。

標準市議会会議規則一部改正（案）

新	旧
目次 第一章 第一節～第八節　（略） 第九節　公聴会及び参考人 第十節　（略） 第二章　委員会 第一節　総則（第九十条―第九十四条の二） 第二節～第六節　（略） 第三章～第六章　（略） 第七章　協議又は調整を行うための場（第百六十六条・第百六十六条の二） 第八章　（略） 第九章　補則（第百六十七条の二―第百六十八条） 附則	目次 第一章 第一節～第八節　（略） 第九節　公聴会、参考人 第十節　（略） 第二章　委員会 第一節　総則（第九十条―第九十四条） 第二節～第六節　（略） 第三章～第六章　（略） 第七章　協議又は調整を行うための場（第百六十六条） 第八章　（略） 第九章　補則（第百六十八条） 附則
第一章　会議	**第一章**　会議
第一節　総則	**第一節**　総則
（宿所又は連絡所の届出）	（宿所又は連絡所の届出）
第三条　議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。	**第三条**　議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。
（議席）	（議席）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮つて議席を変更することができる。	３　議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。
４　（略）	４　（略）
（会期中の閉会）	（会期中の閉会）
第七条　会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。	**第七条**　会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。
（会議時間）	（会議時間）
第九条　（略）	**第九条**　（略）
２　議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員○人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて	２　議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員○人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

決める。	
3　前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。	（新設）
4　会議の開始は、号鈴で報ずる。	3　会議の開始は、号鈴で報ずる。
（休会）	（休会）
第十条　市の休日は、休会とする。	**第十条**　市の休日は、休会とする。（参考）
2　（略）	2　（略）
3　（略）	3　（略）
4　（略）	4　（略）
（定足数に関する措置）	（定足数に関する措置）
第十二条　開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。	**第十二条**　開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。（参考）
2　（略）	2　（略）
3　（略）	3　（略）
（出席催告）	（出席催告）
第十三条　法第百十三条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもつて行う。	**第十三条**　法第百十三条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもつて行なう。
第二節　議案及び動議	**第二節**　議案及び動議
（議案の提出）	（議案の提出）
第十四条　議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第百十二条第二項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。	**第十四条**　議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第百十二条第二項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。
2　委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。	2　委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。
（一事不再議）	（一事不再議）
第十五条　議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。	**第十五条**　議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。（参考）
（修正の動議）	（修正の動議）
第十七条　修正の動議は、その案を備え、法第百	**第十七条**　修正の動議は、その案をそなえ、法第

十五条の三の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては〇人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。	百十五条の三の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては〇人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。
（先決動議の表決の順序）	（先決動議の表決の順序）
第十八条　他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。	**第十八条**　他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。
（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）	（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）
第十九条　会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。	**第十九条**　会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。
2　議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。	2　議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。
3　委員会が提出した議案につき第一項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。	3　委員会が提出した議案につき第一項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。
第三節　議事日程	**第三節**　議事日程
（日程の作成及び配布）	（日程の作成及び配布）
第二十条　議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。	**第二十条**　議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。
（日程の順序変更及び追加）	（日程の順序変更及び追加）
第二十一条　議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。	**第二十一条**　議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。
（延会の場合の議事日程）	（延会の場合の議事日程）
第二十三条　議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定	**第二十三条**　議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定め

めなければならない。	なければならない。
（日程の終了及び延会）	（日程の終了及び延会）
第二十四条　議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。	**第二十四条**　議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告する。
２　議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて延会することができる。	２　議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。
第四節　選挙	**第四節**　選挙
（選挙の宣告）	（選挙の宣告）
第二十五条　議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。	**第二十五条**　議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。
（不在議員）	（不在議員）
第二十六条　選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。	**第二十六条**　選挙を行なう際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。
（議場の出入口閉鎖）	（議場の出入口閉鎖）
第二十七条　投票による選挙を行うときは、議長は、第二十五条((選挙の宣告))の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。	**第二十七条**　投票による選挙を行なうときは、議長は、第二十五条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。
（投票用紙の配布及び投票箱の点検）	（投票用紙の配布及び投票箱の点検）
第二十八条　投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。	**第二十八条**　投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。
２　（略）	２　（略）
（投票）	（投票）
第二十九条　議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。	**第二十九条**　議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。
（投票の終了）	（投票の終了）
第三十条　議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。	**第三十条**　議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。
（開票及び投票の効力）	（開票及び投票の効力）
第三十一条　（略）	**第三十一条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。	３　投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。
４　投票の効力に係る法第百十八条第六項の規	（新設）

定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。	
第五節　議事	**第五節**　議事
（一括議題）	（一括議題）
第三十五条　議長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。	**第三十五条**　議長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。
（議案等の説明、質疑及び委員会付託）	（議案等の説明、質疑及び委員会付託）
第三十七条　会議に付する事件は、第百四十一条((請願の委員会付託))に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。	**第三十七条**　会議に付する事件は、第百四十一条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。
2　（略）	2　（略）
3　前二項における提出者の説明及び第一項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。	3　前二項における提出者の説明及び第一項における委員会の付託は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。
（付託事件を議題とする時期）	（付託事件を議題とする時期）
第三十八条　委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待つて議題とする。	**第三十八条**　委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。
（委員長及び少数意見の報告）	（委員長及び少数意見の報告）
第三十九条　委員会が審査又は調査をした事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。	**第三十九条**　委員会が審査又は調査をした事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。
2　（略）	2　（略）
3　第一項の報告は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。	3　第一項の報告は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。
4　（略）	4　（略）
（討論及び表決）	（討論及び表決）
第四十二条　議長は、前条の質疑が終わつたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。	**第四十二条**　議長は、前条の質疑が終つたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。
（委員会の審査又は調査期限）	（委員会の審査又は調査期限）
第四十四条　（略）	**第四十四条**　（略）
2　前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第三十八条((付託	2　前項の期限までに審査を終らなかつたときは、その事件は、第三十八条（付託事件を議題

事件を議題とする時期))の規定にかかわらず、議会において審議することができる。	とする時期）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。
（委員会の中間報告）	（委員会の中間報告）
第四十五条　議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。	**第四十五条**　議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。（参考）
2　委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。	2　委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。
（再付託）	（再付託）
第四十六条　委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。	**第四十六条**　委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。（参考）
第七節　発言	**第七節**　発言
（発言の許可等）	（発言の許可等）
第五十条　発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。	**第五十条**　発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。
2　（略）	2　（略）
（発言の通告及び順序）	（発言の通告及び順序）
第五十一条　（略）	**第五十一条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　（略）	3　（略）
4　発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。	4　発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当つても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。
（発言の通告をしない者の発言）	（発言の通告をしない者の発言）
第五十二条　発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わつた後でなければ発言を求めることができない。	**第五十二条**　発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終つた後でなければ発言を求めることができない。
2　（略）	2　（略）
3　（略）	3　（略）
（議長の発言討論）	（議長の発言討論）
第五十四条　議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わつた後、議長席に復さなければならない。ただし、	**第五十四条**　議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終つた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論

討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。	をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。
（発言内容の制限）	（発言内容の制限）
第五十五条　発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。	**第五十五条**　発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。
２　議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。	２　議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。
３　（略）	３　（略）
（質疑の回数）	（質疑の回数）
第五十六条　質疑は、同一議員につき、同一議題について○回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。	**第五十六条**　質疑は、同一議員につき、同一議題について○回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。
（発言時間の制限）	（発言時間の制限）
第五十七条　（略）	**第五十七条**　（略）
２　議長の定めた時間の制限について、出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。	２　議長の定めた時間の制限について、出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。
（発言の継続）	（発言の継続）
第五十九条　延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。	**第五十九条**　延会、中止又は休憩のため発言が終らなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。
（質疑又は討論の終結）	（質疑又は討論の終結）
第六十条　質疑又は討論が終わつたときは、議長は、その終結を宣告する。	**第六十条**　質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。
２　（略）	２　（略）
３　質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。	３　質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。
（緊急質問等）	（緊急質問等）
第六十三条　（略）	**第六十三条**　（略）
２　前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。	２　前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。
３　（略）	３　（略）
（準用規定）	（準用規定）
第六十四条　質問については、第五十六条（（質疑の回数））及び第六十条（（質疑又は討論の終結））の規定を準用する。	**第六十四条**　質問については、第五十六条（質疑の回数）及び第六十条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。
（発言の取消し又は訂正）	（発言の取消し又は訂正）

第六十五条　発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。	**第六十五条**　発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。
（答弁書の配布）	（答弁書の配布）
第六十六条　市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。	**第六十六条**　市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布にかえることができる。
第八節　表決	**第八節**　表決
（表決問題の宣告）	（表決問題の宣告）
第六十七条　議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。	**第六十七条**　議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。
（条件の禁止）	（条件の禁止）
第六十九条　表決には、条件を付けることができない。	**第六十九条**　表決には、条件を附けることができない。
（起立による表決）	（起立による表決）
第七十条　議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	**第七十条**　議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
２　議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。	２　議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員○人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。
（投票による表決）	（投票による表決）
第七十一条　議長が必要があると認めるとき、又は出席議員○人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。	**第七十一条**　議長が必要があると認めるとき、又は出席議員○人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。
２　（略）	２　（略）
（記名投票）	（記名投票）
第七十二条　記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。	**第七十二条**　記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。
（無記名投票）	（無記名投票）
第七十三条　無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しな	**第七十三条**　無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入し

ければならない。	なければならない。
2　（略）	2　（略）
（選挙規定の準用）	（選挙規定の準用）
第七十四条　記名投票又は無記名投票を行う場合には、第二十七条((議場の出入口閉鎖))、第二十八条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第二十九条((投票))、第三十条((投票の終了))、第三十一条((開票及び投票の効力))第一項から第三項まで、第三十二条((選挙結果の報告))第一項及び第三十三条((選挙関係書類の保存))の規定を準用する。	**第七十四条**　記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第二十七条（議場の出入口閉鎖）、第二十八条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第二十九条（投票）、第三十条（投票の終了）、第三十一条（開票及び投票の効力）、第三十二条（選挙結果の報告）第一項及び第三十三条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。
（簡易表決）	（簡易表決）
第七十六条　議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。	**第七十六条**　議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。
（表決の順序）	（表決の順序）
第七十七条　議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。	**第七十七条**　議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。
2　同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。	2　同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。
3　修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。	3　修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。
第九節　公聴会及び参考人	**第九節**　公聴会、参考人
（公述人の決定）	（公述人の決定）
第八十条　公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。	**第八十条**　公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。
2　（略）	2　（略）
（参考人）	（参考人）
第八十四条　（略）	**第八十四条**　（略）
2　参考人については、第八十一条((公述人の発	2　参考人については、第八十一条、第八十二条

言))、第八十二条((議員と公述人の質疑))及び第八十三条((代理人又は文書による意見の陳述))の規定を準用する。	及び第八十三条の規定を準用する。
第十節　会議録	**第十節**　会議録
（会議録の記載事項）	（会議録の記載事項）
第八十五条　会議録に記載する事項は、次のとおりとする。	**第八十五条**　会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。
（一）～（十五）（略）	（一）～（十五）（略）
２　議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によつて記録する。	２　議事は、速記法によつて速記する。
（会議録の配布）	（会議録の配布）
第八十六条　会議録は、議員及び関係者に配布する。	**第八十六条**　会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）する。（参考）
（会議録に掲載しない事項）	（会議録に掲載しない事項）
第八十七条　前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第六十五条((発言の取消し又は訂正))の規定により取り消した発言は、掲載しない。	**第八十七条**　前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第六十五条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。（参考）
（会議録署名議員）	（会議録署名議員）
第八十八条　会議録に署名する議員は、○人とし、議長が会議において指名する。	**第八十八条**　会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、法第百二十三条第三項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、○人とし、議長が会議において指名する。
第二章　委員会	**第二章**　委員会
第一節　総則	**第一節**　総則
（出席委員に関する措置）	（新設）
第九十四条の二　この章における出席委員には、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。	（新設）
第二節　審査	**第二節**　審査
（一括議題）	（一括議題）
第九十六条　委員長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があると	**第九十六条**　委員長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があると

きは、討論を用いないで会議に諮つて決める。	きは、討論を用いないで会議にはかつて決める。
（審査順序）	（審査順序）
第九十八条　委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて行うを例とする。	**第九十八条**　委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて行なうを例とする。
（先決動議の表決順序）	（先決動議の表決順序）
第九十九条　他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。	**第九十九条**　他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。
（動議の撤回）	（動議の撤回）
第百条　提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。	**第百条**　提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。
（委員会報告書）	（委員会報告書）
第百十条　委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。	**第百十条**　委員会は、事件の審査又は調査を終つたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。
（閉会中の継続審査）	（閉会中の継続審査）
第百十一条　委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。	**第百十一条**　委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を附け、委員長から議長に申し出なければならない。
第四節　発言	**第四節**　発言
（発言の許可）	（発言の許可）
第百十四条　委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。	**第百十四条**　委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。
（発言内容の制限）	（発言内容の制限）
第百十六条　発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。	**第百十六条**　発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。
２　（略）	２　（略）
（委員外議員の発言）	（委員外議員の発言）
第百十七条　委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でな	**第百十七条**　委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でな

い議員（以下この条において「委員外議員という」。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。	い議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。
2　委員会は、委員外議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。	2　委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その許否を決める。
3　前二項の場合において、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。	（新設）
4　前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。	（新設）
（委員長の発言）	（委員長の発言）
第百十八条　委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わつた後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。	**第百十八条**　委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終つた後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。
2　法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。	（新設）
（発言時間の制限）	（発言時間の制限）
第百十九条　（略）	**第百十九条**　（略）
2　委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。	2　委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。
（発言の継続）	（発言の継続）
第百二十一条　会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。	**第百二十一条**　会議の中止又は休憩のため発言が終らなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。
（質疑又は討論の終結）	（質疑又は討論の終結）
第百二十二条　質疑又は討論が終わつたときは、委員長は、その終結を宣告する。	**第百二十二条**　質疑又は討論が終つたときは、委員長は、その終結を宣告する。

2　（略）	2　（略）
3　質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。	3　質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。
（発言の取消し又は訂正）	（発言の取消し又は訂正）
第百二十四条　発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。	**第百二十四条**　発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。
（答弁書の配布）	（答弁書の朗読）
第百二十五条　市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。（参考）	**第百二十五条**　市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。（参考）
第五節　委員長及び副委員長の互選	**第五節**　委員長及び副委員長の互選
（互選の方法）	（互選の方法）
第百二十六条　委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。	**第百二十六条**　委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行なう。
2　（略）	2　（略）
3　（略）	3　（略）
4　第一項の投票を行う場合には、委員長の職務を行つている者も、投票することができる。	4　第一項の投票を行なう場合には、委員長の職務を行なつている者も、投票することができる。
5　（略）	5　（略）
6　指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。	6　指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会にはかり委員の全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。（参考）
（選挙規定の準用）	（選挙規定の準用）
第百二十七条　前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第一章第四節の規定を準用する。	**第百二十七条**　前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第一章・第四節の規定を準用する。（参考）
第六節　表決	**第六節**　表決
（表決問題の宣告）	（表決問題の宣告）
第百二十八条　委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。	**第百二十八条**　委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。
（不在委員）	（不在委員）
第百二十九条　表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第百九条第九項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限	**第百二十九条**　表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

りでない。	
（条件の禁止）	（条件の禁止）
第百三十条　表決には、条件を付けることができない。	**第百三十条**　表決には、条件を附けることができない。
（起立による表決）	（起立による表決）
第百三十一条　委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	**第百三十一条**　委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
２　委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。	２　委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。
（投票による表決）	（投票による表決）
第百三十二条　委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。	**第百三十二条**　委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。
２　（略）	２　（略）
（記名投票）	（記名投票）
第百三十三条　記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。	**第百三十三条**　記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。
（無記名投票）	（無記名投票）
第百三十四条　無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。	**第百三十四条**　無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。
２　（略）	２　（略）
（選挙規定の準用）	（選挙規定の準用）
第百三十五条　記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第二十八条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第二十九条((投票))、第三十条((投票の終了))、第三十一条((開票及び投票の効力))第一項から第三項まで及び第三十二条((選挙結果の報告))第一項の規定を準用する。	**第百三十五条**　記名投票、又は無記名投票を行なう場合には、第二十八条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第二十九条（投票）、第三十条（投票の終了）、第三十一条（開票及び投票の効力）及び第三十二条（選挙結果の報告）第一項の規定を準用する。
（簡易表決）	（簡易表決）
第百三十七条　委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から	**第百三十七条**　委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から

異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。	異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。
（表決の順序）	（表決の順序）
第百三十八条　同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。	**第百三十八条**　同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。
２　修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。	２　修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。
第三章　請願	**第三章**　請願
（請願書の記載事項等）	（請願書の記載事項等）
第百三十九条　（略）	**第百三十九条**　（略）
２　請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。	２　請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。
３　（略）	３　（略）
４　（略）	４　（略）
５　請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。	５　請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。
６　議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。	（新設）
（請願の委員会付託）	（請願の委員会付託）
第百四十一条　議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。	**第百四十一条**　議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。
２　委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。	２　前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。
３　請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみ	３　請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみ

なし、それぞれの委員会に付託する。	なす。
（紹介議員の委員会出席）	（紹介議員の委員会出席）
第百四十二条　（略）	**第百四十二条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　前項の場合において、法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。	（新設）
４　前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。	（新設）
（請願の審査報告）	（請願の審査報告）
第百四十三条　委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。	**第百四十三条**　委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を附け、議長に報告しなければならない。
（一）～（二）（略）	（一）～（二）（略）
２　委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。	（新設）
３　採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。	２　採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を附記しなければならない。
（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）	（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）
第百四十四条　議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。	**第百四十四条**　議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。
（陳情書の処理）	（陳情書の処理）
第百四十五条　議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。	**第百四十五条**　議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。
第四章　辞職及び資格の決定	**第四章**　辞職及び資格の決定
（議長及び副議長の辞職）	（議長及び副議長の辞職）
第百四十六条　（略）	**第百四十六条**　（略）
２　前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮つてその許否を決定する。	２　前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決定する。
３　（略）	３　（略）

（資格決定の審査）	（資格決定の審査）
第百四十九条　前条の要求については、議会は、第三十七条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。	**第百四十九条**　前条の要求については、議会は、第三十七条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。
（決定の通知）	（決定書の交付）
第百五十条　前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。	**第百五十条**　議会が議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについての法第百二十七条第一項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。
第五章　規律	**第五章**　規律
（携帯品）	（携帯品）
第百五十二条　議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。	**第百五十二条**　議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
（資料等の配布許可）	（資料等印刷物の配布許可）
第百五十七条　議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。（参考）	**第百五十七条**　議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。（参考）
（議長の秩序保持権）	（議長の秩序保持権）
第百五十九条　全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮つて定める。	**第百五十九条**　すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて定める。
第六章　懲罰	**第六章**　懲罰
（懲罰動議の提出）	（懲罰動議の提出）
第百六十条　（略）	**第百六十条**　（略）
２　前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、第四十九条((秘密の保持))第二項又は第百十三条((秘密の保持))第二項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。	２　前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、第四十九条(秘密の保持)第二項又は第百十三条(秘密の保持)第二項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。
（懲罰動議の審査）	（懲罰動議の審査）
第百六十一条　懲罰については、議会は、第三十	**第百六十一条**　懲罰については、議会は、第三十

七条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。	七条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第三項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。
（代理弁明）	（新設）
第百六十一条の二　議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。	（新設）
（戒告又は陳謝の方法）	（戒告又は陳謝の方法）
第百六十二条　戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。	**第百六十二条**　戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行なうものとする。
（出席停止の期間）	（出席停止の期間）
第百六十三条　出席停止は、〇日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。	**第百六十三条**　出席停止は、〇日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。
第七章　協議又は調整を行うための場	**第七章**　協議又は調整を行うための場
（協議等の場の開催方法の特例）	（新設）
第百六十六条の二　前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。	（新設）
2　前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。	
第九章　補則	**第九章**　補則
（電子情報処理組織による通知等）	（新設）
第百六十七条の二　議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係	（新設）

る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。	
2　議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。	
3　前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。	
4　第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第二十条（（日程の作成及び配布））、第六十六条（（答弁書の配布））、第八十六条（（会議録の配布））、第百二十五条（（答弁書の配布））、第百四十条（（請願文書表の作成及び配布））第一項及び第百四十一条（（請願の委員会付託））第一項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をす	

ることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。	
5　議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。	
6　議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。	
（電磁的記録による作成等）	（新設）
第百六十七条の三　この規則の規定（第二十八条（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））第一項（第七十四条（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うこと	（新設）

ができる。	
2　前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。	
（会議規則の疑義に対する措置）	（会議規則の疑義に対する措置）
第百六十八条　この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮つて決定する。	**第百六十八条**　この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかつて決定する。

標準市議会委員会条例一部改正（案）

新	旧
（委員長及び副委員長がともにないときの互選）	（委員長及び副委員長がともにないときの互選）
第十条　委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。	**第十条**　委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行なわせる。
２　前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。	２　前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。
（委員長の職務代行）	（委員長の職務代行）
第十二条　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。	**第十二条**　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。
２　委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。	２　委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。
（委員会の開会方法の特例）	（新設）
第十五条の二　委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第二十条（（秘密会））第一項の秘密会は、この限りでない。	（新設）
２　前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。	
３　前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。	
４　オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。	
【第十五条の二参考】（オンライン委員会の対象に育児等を加える場合の参考）	（新設）
（委員会の開会方法の特例）	（新設）
第十五条の二　委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識	（新設）

しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。ただし、第二十条（（秘密会））第一項の秘密会は、この限りでない。 一　大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 二　育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合	
2　前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。	
3　第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。	
4　オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。	
（秘密会）	（秘密会）
第二十条　（略）	**第二十条**　（略）
2　委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮つて決める。	2　委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会にはかつて決める。
（出席説明の要求）	（出席説明の要求）
第二十一条　（略）	**第二十一条**　（略）
2　前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。（参考）	（新設）
（秩序保持に関する措置）	（秩序保持に関する措置）
第二十二条　（略）	**第二十二条**　（略）
2　委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。	2　委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
3　（略）	3　（略）

（公聴会開催の手続）	（公聴会開催の手続）
第二十三条　（略）	**第二十三条**　（略）
２　議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事件を公示する。	２　議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見をきこうとする案件その他必要な事件を公示する。
（意見を述べようとする者の申出）	（意見を述べようとする者の申出）
第二十四条　（略）	**第二十四条**　（略）
２　前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十八条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。	（新設）
（公述人の決定）	（公述人の決定）
第二十五条　公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。	**第二十五条**　公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。
２　あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。	２　あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。
３　公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。	（新設）
（公述人の発言）	（公述人の発言）
第二十六条　（略）	**第二十六条**　（略）
２　公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。	２　公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。
３　（略）	３　（略）
（代理人又は文書等による意見の陳述）	（代理人又は文書による意見の陳述）
第二十八条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	**第二十八条**　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）	（参考人）
第二十九条（略）	**第二十九条**（略）
２　前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。	２　前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
３　参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。	（新設）
４　参考人については、第二十六条（（公述人の発言））、第二十七条（（委員と公述人の質疑））及び第二十八条（（代理人又は文書等による意見の陳述））の規定を準用する。	３　参考人については、第二十六条（（公述人の発言））、第二十七条（（委員と公述人の質疑））及び第二十八条（（代理人又は文書による意見の陳述））の規定を準用する。
（記録）	（記録）
第三十条（略）	**第三十条**（略）
（削る）	２　前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第１２３条第３項の規定を準用する。
２　前項の記録は、議長が保管する。	３　前２項の記録は、議長が保管する。
３　第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。	（新設）

関係資料

議会に係る手続のオンライン化に対応した標準会議規則等の改正に関する基本的な考え方

１　改正の概要

デジタル手続法において、法令に基づく行政機関等への申請や行政機関等が行う処分通知等は、オンラインにより行うことが可能とされているが、同法第１項第２号ハにおいて「地方公共団体又はその機関（議会を除く。）」とされています。

そのため、行政機関等が当事者とならない法令に基づく手続で書面等を前提とするもの（請願、意見書等）は、従来、オンラインにより行うことが出来ませんでしたが、地方自治法の改正により可能となりました。

一方で、会議規則、条例等に基づく手続は、デジタル手続法や地方自治法の対象外のため、法改正のみではオンライン化できません（デジタル手続条例の対象となっている場合を除く。）。議会に係る手続について一括してオンラインによることを可能とする観点から、標準会議規則等について、デジタル手続法に準じて次のとおり改正を行いました。

① 地方自治法改正によりオンライン化可能となった手続（請願、意見書等）
→標準会議規則等で書面等が要求されている場合でも、オンライン化を可能とする。
② 会議規則、条例等の規定により、書面等を前提とする手続（委員会報告書等）
→会議規則、委員会条例の改正により、オンライン化を可能とする。

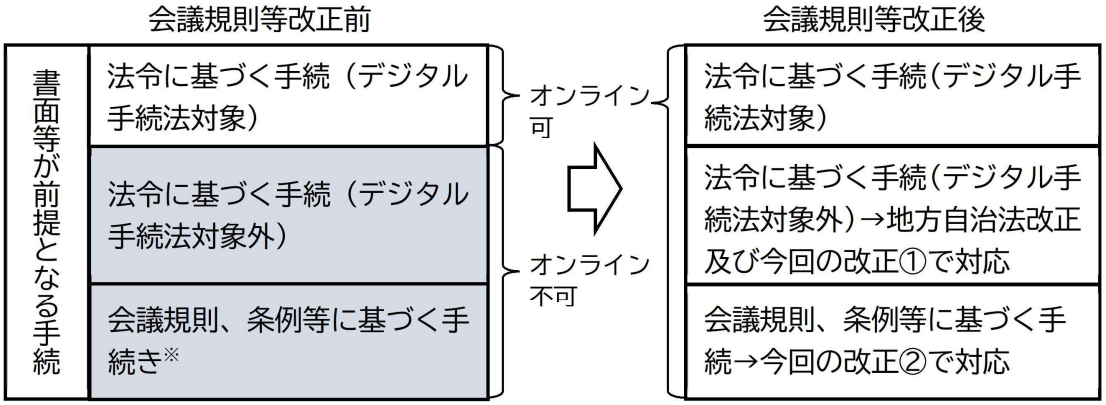

※　デジタル手続条例の対象となるものはオンライン可

併せて、オンライン委員会に関する改正及び令和４年度の検討会議での検討された事項等に関する改正を行いました。

２　改正の主な内容

（１）議会のデジタル化に関する改正について

ア　令和５年地方自治法改正（議会に係る手続きのオンライン化）に対応するもの（会議規則、委員会条例のみの手続きのオンライン化を含む）について

デジタル手続法は、手続を、①申請等、②処分通知等、③縦覧・閲覧及び④作成・保存に分類し、それぞれについてオンライン化に対応した規定を設けていることを踏まえ、議会に係る手続のオンライン化についても、同様の考え方を基本としました。

標準会議規則については、オンライン手続の対象となる箇所が多数のため、「第九章補則」に各手続のオンライン化に対応する通則的な規定を新設する等の改正を行いました。

標準委員会条例については、オンライン手続の対象となる箇所が少ないため、該当条文毎に改正しました。

イ　オンライン委員会に関する規定（参考条例として令和３年度に全市に示されたものを一部修正）を標準の本則としたものについて

令和３年度検討会議において、例外的なものであり「標準」とすることは時期尚早であることから「参考」としてとりまとめた「令和３年度検討結果報告」でお示しした委員会条例及び会議規則の各条文について、「標準」の規定とする改正を行いました。その際、検討会議における意見を踏まえ、一部の条文の新設及び削除並びに字句の修正を行いました。

（２）令和４年度検討会議での検討事項に関する改正について

オンライン化とは関係ない事項についても、令和４年度検討会議で検討された事項を基に標準会議規則及び標準委員会条例の改正を行いました。また、常用漢字の変更及び「公用文作成の考え方(令和４年１月１１日内閣官房通知)」等に基づく用字用語の整理を行いました。なお、表記は「注釈　公用文用字用語辞典（第１０版)」（新日本法規）に基づきます。

【改正に際しての留意点】

※拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について、標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例は、本会ホームページ上や本会から出版している書物では閲覧者の便宜を考慮して、小書きの「っ」としておりましたが、本来は大書きの「つ」です。詳細は本会より全市に令和６年１月２６日付けで発出している事務連絡「標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の新旧対照表について」をご参照ください。

※一部条文については、整文のため、読点を打つ改正を行っております。

※一部条文中で規定されている小見出しに係る部分について、従来は、小見出しの「()」まで引用して条文中に規定しておりませんでしたが、本来は小見出しの「(　)」までが引用されますので、以下のように改正を行っております。

（例）新　第三十七条　(略)～第百四十一条（(請願の委員会付託)）に規定する場合を除き、～(略)

旧　第三十七条　(略)～第百四十一条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、～(略)

（３）その他の改正について

全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会と協議のうえ「現在の社会情勢等に照らし改正が適当」と判断された事項について、改正を行いました。

３　オンライン化の対象となる手続き

（１）地方自治法改正の対象となる手続き

当事者	手続の内容	根拠規定（地方自治法）	オンライン化根拠規定（地方自治法）	対応する会議規則等
会派又は議員→議長	政務活動費に係る収入及び支出の報告書の提出	第 100 条第 15 項	第 100 条第 15 項（条例の定めるところによりオンライン化可能とする規定）	※１
議長→長	会議録の書面の写し又は電磁的記録を添えた会議結果の報告	第 123 条第 4 項	第 123 条第 4 項	会議規則のオンライン化に係る規程
委員会→議会	委員会による議案の提出（団体意思決定に係るもの）	第 109 条第 6 項及び第 7 項	第 138 条の 2 第 1 項	会議規則
議員→議会	議員による議案の提出（団体意思決定に係るもの）	第 112 条第 1 項及び第 3 項	第 138 条の 2 第 1 項	会議規則
請願者→議会	請願書の提出	第 124 条	第 138 条の 2 第 1 項	会議規則
議会→国会	意見書の提出（国会宛）	第 99 条	第 138 条の 2 第 2 項	国会事務局の定め
議会→議員	議会における選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付	第 118 条第 1 項後段及び第 6 項	第 138 条の 2 第 2 項	会議規則（委任規定新設）※２
議会→議員	議員の資格決定に係る決定書の交付	第 127 条第 1 項及び第 3 項	第 138 条の 2 第 2 項	会議規則（委任規定新設）※２
議長→議員	欠席議員に対する招状の発出	第 137 条	第 138 条の 2 第 2 項	会議規則のオンライン化に係る規程

※１　①執行機関のオンライン手続条例を改正し該当する条例を対象に追加、②議会独自のオンライン手続条例を制定、③個別の条例を改正（例：政務活動費条例の一部改正）の３つの方法が考えられます（令和５年１１月６日付け本会発出事務連絡）。

※２　議会における選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付及び議員の資格決定に係る決定書の交付のオンライン化については、地方自治法の委任を受けた同法施行規則の規定により議会（会議規則）に委任されているため、会議規則に議長への委任規定を設け、議長が定める規程でオンライン化する整理としています。

（２）標準会議規則のうちオンライン化・デジタル化の対象となる主な手続き（オンライン委員会に関するものは除く）

〔注〕「オンライン化」とはインターネット等のコンピュータネットワークを利用する方法を利用可能とすることであり、「デジタル化」とはオンライン化も含むデジタル技術を利用する方法一般を言います。したがいまして、議会・議長等による作成又は保存の規定については「デジタル化」となります。委員会条例も同様です。

当事者	手続の内容	根拠規定（標準会議規則）	オンライン化根拠規定（標準会議規則）
議長→議員	出席催告	第 13 条	第 167 条の 2 第 2 項
議員→議長	議案の提出（機関意思決定に係るもの）	第 14 条第 1 項	第 167 条の 2 第 1 項
委員会→議長	議案の提出（機関意思決定に係るもの）	第 14 条第 2 項	第 167 条の 2 第 1 項
議員→議長	修正の動議の提出	第 17 条	第 167 条の 2 第 1 項
議長→議員	議事日程の配布	第 20 条本文	第 167 条の 2 第 2 項
―	選挙関係書類の文書等による作成及び保存	第 33 条	第 167 条の 3 第 1 項
議員→議長	発言通告書の提出	第 51 条第 1 項	第 167 条の 2 第 1 項
議員→議長	一般質問の要旨の通告	第 62 条第 2 項	第 167 条の 2 第 1 項
議長→議員	答弁書の配布	第 66 条	第 167 条の 2 第 2 項
住民→議長	公聴会における意見を述べようとする者の申出	第 79 条	第 167 条の 2 第 1 項
公述人→議会	議会が許可した場合における文書による意見陳述	第 83 条	第 167 条の 2 第 1 項
議長→議員	配布用会議録の配布	第 86 条	第 167 条の 2 第 2 項
―	会議録署名議員	第 88 条	第 167 条の 3 第 1 項
委員会→議長	派遣承認要求書の提出	第 106 条	第 167 条の 2 第 1 項
議員→委員長経由→議長	少数意見報告書の提出	第 108 条第 2 項	第 167 条の 2 第 1 項
委員会→議長	委員会報告書の提出	第 110 条	第 167 条の 2 第 1 項
委員長→委員	答弁書の配布	第 125 条	第 167 条の 2 第 2 項
議長→議員	請願文書表の配布	第 140 条第 1 項	第 167 条の 2 第 2 項
議長→議員	請願文書表の配布	第 141 条第 1 項	第 167 条の 2 第 2 項
住民→議会	陳情書等提出及び陳情文書表等の文書等による配布	第 145 条	第 167 条の 2 第 1 項
議長→副議長	辞表の提出	第 146 条第 1 項	第 167 条の 2 第 1 項
副議長→議長	辞表の提出	第 146 条第 1 項	第 167 条の 2 第 1 項
議員→議長	辞表の提出	第 147 条第 1 項	第 167 条の 2 第 1 項
議員→議長	資格決定要求書及び証拠書類の提出	第 148 条	第 167 条の 2 第 1 項

議員→議長	懲罰動議の提出	第 160 条第 1 項	第 167 条の 2 第 1 項

（3）標準委員会条例のうちオンライン化・デジタル化の対象となる手続き（オンライン委員会に関するものは除く）

当事者	手続の内容	関連規定
意見を述べようとする者→委員会	意見を述べようとする者の申出	第 24 条第 2 項
公述人→委員会	代理人又は文書等による意見の陳述	第 28 条
―	委員会記録の作成	第 30 条第 3 項

４　会議規則及び委員会条例と執行機関のデジタル手続条例（オンライン手続条例）の関係

デジタル手続法では、法令に基づく行政機関等への申請や行政機関等が行う処分通知等は、オンラインにより行うことが可能とされていますが、地方議会は、「行政機関等」から除かれています。

そのため、行政機関等が当事者とならない法令に基づく手続で書面等を前提とするもの（請願、意見書等）は、従来、オンライン化できませんでしたが、今回の地方自治法の改正により可能となりました。

また、会議規則、条例、規程等に基づく手続は、地方自治法やデジタル手続法の対象外のため、法改正のみではオンライン化できません。

このため、既存の執行機関のデジタル手続条例の対象としてオンライン化することが考えられますが、これはできないと解されます。

なぜなら、①二元代表制における議会の自律権、すなわち会議規則及び委員会条例は提案権が議会に専属していること〔注〕②会議規則には単に議会内部の運営、手続のみならず請願手続等公表を必要とする規定を含んでいるので、その制定改廃は公告式条例の定めるところにより公表しなければならない（地方自治法第１６条第５項）こと③会議規則の制定改廃の手続きは条例と同じだが、別個の法規であることから、少なくとも会議規則及び委員会条例については、個別に改正するのが適当と解されます。

〔注〕○会議規則の発案権に関する行政実例（日時不明）

・会議規則ノ如キハ議員自ラ発案スヘキモノニシテ理事者ニ於テ発案スルヲ得サルモノトス

・市制６３条町村制５９条（地方自治法は第１２０条）ノ規定ニ係ル事項ハ市長村長ニ於テ発案スヘキモノニ非ズ

○委員会条例の発案権に関する行政実例（昭和２２・８・８）

・委員会条例の発案権は議員に専属する。執行機関は発案できない。

（参考）用字用語の解説等

法律や条例での用語は、正確さを重視するため、一般的な用語とは異なる場合があります。

例えば、「コンピュータ」という言葉は、どのような機器を指すのか、その境界が曖昧であり、技術的中立性に配慮（将来生まれるだろう新たな技術形式も扱えるよう、条文ではあえて抽象的な表現が用いられる）するため、法律用語としては「電子計算機」という用語が

使用されています。

同様に、「インターネット」は、複数のコンピュータネットワークを相互接続することで構成されるものであるため、法律用語としては「電子情報処理組織」という用語が使用されています。

このように、法律用語は、正確さを重視するため、一般的な用語とは異なる場合があるため、以下に主な用語が何を指すかを解説します。

・電子計算機：パソコン、スマートフォン、タブレット等ＣＰＵが搭載された機器
・電子情報処理組織：インターネット、ＬＡＮ等
・電磁的記録：（デジタル）データ
・電子情報処理組織を使用する方法：オンライン（化）、メール、電子申請システム等

※書面等に該当する用語（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室デジタルガバメント担当編著「逐条解説　デジタル手続法」（ぎょうせい）（以下、「逐条解説デジタル手続法」という。）

・「書面」、「書類」、「文書」、「〇〇書」、「〇〇書類」、「原本」、「複本」、「謄本」、「抄本」、「正本」、「副本」、「〇〇証」、「〇〇状」、「〇〇印紙」、「〇〇手帳」は、「書面等」に該当する。
・また、「交付する」、「記載する」が動詞に使用されている場合の名詞は、上記以外の用語であっても各該当規定における場合に限り「書面等」に該当する。
・前記以外の用語は、原則として「書面等」に該当しない。疑義がある場合、①オンライン化について規定する法律及び政令における整理、②法令用語辞典等を総合的に検討の上、個別に「書面等」に該当するか決定する。

※「署名等の定義」（逐条解説デジタル手続法）

・「署名」とは、自己の作成した書類等にその責任を明らかにするため自己の氏名を自ら書き記すことをいう。「自署」ともいう。代書や記名押印が許される場合がある。
・「記名」とは、書類等に作成者の責任を明らかにする等のため氏名を記すことをいう。「署名」が自署、すなわち、自ら氏名を記すことを要求されるのに対し、「記名」の場合は、自署を必要とせず、他人が書いてもよいし、また、印刷でもよい。
・「記名押印」とは、書類等に作成者を明らかにする等のため氏名を記載し、印章を押すこと。記名捺印ともいう。署名の場合、自署することが必要であるのに対し、記名の場合は、他人が書いてもよいし、印刷でもよい。私法上、裁判上は、署名に代えて記名押印することが一般に認められている。
・「連署」とは、一般に二人以上の者が、同一の書面上にそれぞれの氏名を並べて自署することをいう。